合併につき株券等提出公告

当社は、日野トレーディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十日

石川県白山市村井町六二五番地一

エッチ・イー・エス株式会社

代表取締役　橋場喜久雄

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ステップホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十日

神奈川県横須賀市神明町一番地五〇

株式会社ステップ

代表取締役　水野　堅市

限定承認公告

本籍石川県小松市小馬出町七七番地、最後の住所岐阜県本巣市有里五九八番地一六

被相続人　亡　鈴木　俊介

右被相続人は平成二十五年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十三日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

岐阜県本巣市有里五九八番地一六

限定承認者　鈴木　祥夫

任意清算公告

当法人は、平成二十六年二月四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月二十日

埼玉県さいたま市大宮区土手町三丁目一〇六番地二　土地家屋調査士法人引地事務所

社員　引地　勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を十一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年二月六日付け官報の号外第二十四号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　グラスゴーアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年二月七日付官報の号外第二十五号五十六頁に掲載されています。

平成二十六年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲1ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十四頁に掲載されています。

平成二十六年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

西神ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年二月七日付官報の号外第二十五号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

杉戸ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年二月七日付官報の号外第二十五号五十四頁に掲載されています。

平成二十六年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

新砂ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告

当社は、昭和二十五年一月二十二日存続期間満了により解散いたしましたが、平成二十六年一月三十日当職が清算人に選任されました（岐阜地方裁判所高山支部平成二十六年（ヒ）第一号事件）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十日

岐阜県高山市下一之町七八番地

合資会社中田肥料店

清算人　弁護士　打保　敏典

連絡先　岐阜県高山市花岡町二丁目五五番地二五高山ＬＯビル　打保法律事務所

訂正公告

平成二十六年二月十日掲載の左記会社に係る合併公告中、甲の住所「兵庫県加東市河高字黒石一八六一番地の一七四」とあるは「兵庫県加東市河高字黒石一八一六番地の一七四」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月二十日

兵庫県加東市河高字黒石一八一六番地の一七四

（甲）株式会社アライドダイヤモンド

代表取締役　後藤　光宏

大阪府堺市中区毛穴町三九番地一

（乙）オーディア商事株式会社

代表取締役　近藤　昌浩

取消公告

平成二十六年二月七日（号外第二十五号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は取消します。

平成二十六年二月二十日

大阪府茨木市元町三番一七号

株式会社池上工務店

代表取締役　池上　碩章

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十二月七日観光庁告示第十三号（通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
六四		終りから一三	第五号	第五号
平成二十五年四月一日（号外第六十九号）観光庁告示第五号（通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
一〇〇	下	終りから一二	第五項	第五号
同年七月二十三日観光庁告示第十五号（通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
六一		終りから三	第五項	第五号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十八日付特第二号二ページ三四号六四ページ●同日付

Ｉジ●同月同日付特第三号二ページ●同月二十日付第政府調達第三二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）